

市・都民税、所得税 消費税、贈与税 事業税

申告準備は お早めに

市・都民税、所得税、事業税の申告書の提出期間は、2月16日(木)～3月15日(水)です(郵送可)。3月に入りまして大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。

お問い合わせは、市・都民税については市役所市民課(☎724・2114)5、2117)、

所得税、消費税、贈与税については町田税務署(☎728・7211)、事業税については八王子都税事務所個人事業係(☎0426・44・1111)へ。

市・都民税の申告

平成18年度市・都民税が変わります

地方税法等の改正により実施さ

開催日	会場	受付時間
2月17日(金)	なるせ駅前市民センター ホール	午前の部 9:30～11:00
2月21日(火)	鶴川市民センター ホール	午後の部 13:00～15:30
2月23日(木)	南市民センター ホール	*昼休みは受付をしていません。
2月24日(金)	小山市市民センター ホール	
2月27日(月)	忠生市民センター ホール	
2月28日(火)	堺市民センター ホール	

「注意事項」
(1)当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。
(2)ご来場の際には、筆記具・印鑑・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料等をお持ち下さい。
(3)会場には駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

れる主な改正内容は、次のとおりです。
すべての納税義務者を対象とするもの
定率控除額が、15%から7.5%(上限2万円)に引き下げられます。

市・都民税申告の相談・受付

平成18年度から65歳以上の方に適用される市・都民税の税制が大きく改正されることにより、従来は市・都民税が課税されていなかった方についても、平成18年度は課税されるようになります。
そのため、65歳以上の方で、新たに課税になりうる方(収入は公的年金等のみで、支給金額が15万円超)を対象として、申告の相談会を実施します。

市・都民税の申告が必要な方

平成18年1月1日現在、町田市に住所がある方
ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。
所得税の確定申告をする方
給与所得のみ、もしくは公的年金に係る所得のみの方で、給与の支払先、もしくは社会保険庁等から市役所へ支払報告がなされている方(各種控除を受けよとされている方は除きます)
平成18年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方で市内に住んでいない方

市・都民税の申告書の送付

市・都民税の申告書は、昨年申告書を提出した方、昨年3月に大学などを卒業したと思われる方などに2月10日ごろ発送する予定で

申告書(会場にもあります)印鑑 収入があった方は収入の内訳を証明できる資料(源泉徴収票等) 所得控除の資料等(前年中に社会保険料を支払った領収書や国民年金保険料、生命保険料・損害保険料の控除証明書等)

申告は期限内に

期限内に申告をされないと、納付回数が少なくなり、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。また、申告がない場合は、児童手当・保育園入園・幼稚園補助金・就学援助費・公営住宅入居・老人医療証・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な市・都民税の課税・非課税証明書の交付が受けられません。

申告は郵送でも受け付けます。

電話番号を忘れずに、納税通知書の送付は6月初旬に

納税通知書

市・都民税の平成18年度納税通知書は、期限内(3月15日まで)に申告された場合には、6月初旬頃にお送りします。ただし、非課税の方には納税通知書はお送りしません。
また、会社等で市・都民税を給与から天引きされる方には、お勤め先を通じて市・都民税の税額をお知らせします。

市・都民税 課税・非課税証明書

交付は6月中旬以降に
市・都民税の平成18年度課税・非課税証明書は、期限内に申告された場合には、6月中旬以降に交付できます。
なお、期限内に申告が済みませんと、証明書の交付時期が遅れることがあります。

所得税の確定申告

確定申告が必要な方

主に次のような方は、確定申告が必要になります。
1 事業所得や不動産所得などがあり、各種所得金額の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
2 給与所得者で、給与の年間収入金額が2000万円を超える方
3 土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方

還付申告ができる方

一般に給与所得者は、年末調整によって所得税が精算されており、確定申告により所得税の還付を受けることができます。
1 医療費控除
本人や家族が病気治療や出産などで1年間に多額の医療費を支払った場合には、一定の算出方法により計算した金額を、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。
2 住宅借入金等特別控除
住宅ローンなどを利用して自宅の新築や購入、増改築などをした場合、一定の要件を満たしていれば、居住の用に供した年から10年間、住宅ローンなどの年末残高に応じた額で税額の特別控除が受けられます。

消費税の確定申告

平成15年分の課税売上高が100万円を超える個人事業者の方は、平成17年分の消費税の確定申告が必要です。

贈与税の申告

平成17年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、相続時精算課税)を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

申告期限と納期限

申告書はご自分で書いて提出はお早めに
平成17年分の申告書の提出及び納税の期限は、所得税・贈与税が3月15日(水)、個人事業者の消費税は3月31日(金)です。

作成済みの申告書は郵送で提出できます。納税は金融機関をご利用下さい。
また、所得税、個人事業者の消費税の納税には、口座振替をご利用下さい。

申告書の作成は
国税庁ホームページで、
【http://www.nta.go.jp】
国税庁ホームページには、所得税・消費税の確定申告書等を作成

税理士会が行う

小規模納税者のための 確定申告無料相談

小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の白色申告者)の方の所得税及び消費税(基準期間の課税売上高が3000万円以下の方)、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象(譲渡所得のある方を除く)として行います。
譲渡所得のある方、所得金額が高額な方及び相談内容が複雑な方は、ご遠慮下さい。
会場が混雑した場合は受付を早めに締め切ることがあります。
駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

税理士会が行う小規模納税者のための確定申告無料相談

開催日	会場	受付時間
2月9日(木)	小山市市民センター ホール	午前の部 9:30～11:00
2月16日(木)～17日(金)	忠生市民センター ホール 南市民センター ホール	
2月21日(火)～22日(水)	なるせ駅前市民センター ホール	午後の部 13:00～15:00
2月22日(水)～24日(金)	鶴川市民センター ホール	
2月23日(木)～24日(金)	堺市民センター ホール	

問 東京税理士会町田支部 ☎729・0777

できる「確定申告書作成コーナー」があります。
手軽に自宅等のパソコンで確定申告書等を作成することができ、プリントアウトしたものをそのまま税務署に提出することができます。
なお、株式等の譲渡所得のある方もぜひ、ご利用下さい。

所得税・消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぼっぽ町田」です
所得税等の確定申告の相談が必要な方は「ぼっぽ町田」をご利用下さい。
設置期間 2月1日(水)～3月15日(水)
平日(月～金曜日)以外でも19日・26日の日曜日に限り、確定申告書の受付を行います。
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時
所在地 原町4・10・20、JR横浜線・小田急線町田駅から徒歩5分
駐車場は有料です。ご了承ください。

前記の期間中、町田税務署の庁舎内には申告書の作成会場は設置していません。